

宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱 (平成22年3月5日告示第29号)

最終改正:令和2年6月9日告示第66号

改正内容:令和2年6月9日告示第66号 [令和2年6月9日]

○宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱

平成22年3月5日告示第29号

改正

平成24年3月22日告示第24号
 平成27年3月31日告示第42号
 令和元年12月20日告示第48号
 令和2年6月9日告示第66号

宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、しそ元気げんき大作戦事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、宍粟市まちづくり協議会条例（平成22年宍粟市条例第2号）の施行の日から施行する。
(平成27年度の認定審査会審査の特例)
- 平成27年度に限り、認定審査会が行われる以前に事業着手している活動についても、認定審査会の審査のうえ補助対象とする。
(令和2年度の事業実施年数の経過の特例)
- 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で当初の事業計画どおり事業実施ができなかったことにより、収支決算書における補助金額が収支予算書における補助金額の概ね3分の1以下となった場合で市長が適当と認めるときは、別表補助率又は補助金額の項に規定する事業実施年数の経過はなかったものとみなす。

附 則 (平成24年3月22日告示第24号)

(施行期日)

- この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(適用区分)
- この告示による改正後の宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行われた宍粟市まちづくり協議会条例（平成22年宍粟市条例第2号）に規定するまちづくり協議会又は宍粟市まちづくり連絡協議会（以下「協議会等」という。）が認定した事業について適用し、同日前に認定された事業については、なお従前の例による。
(宍粟市まちづくり支援事業補助金交付要綱及び宍粟市まちづくり支援事業認定委員会要綱の廃止)
- 宍粟市まちづくり支援事業補助金交付要綱（平成20年宍粟市告示第50号）及び宍粟市まちづくり支援事業認定委員会要綱（平成17年宍粟市告示第261号）は、廃止する。
(宍粟市まちづくり支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- この告示の施行の日の前日までに、宍粟市まちづくり支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第42号)

(施行期日)

- この告示は、平成27年4月1日から施行する。
(適用区分)
- この告示による改正後の宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行われた認定審査会が認定した事業について適用し、同日前に複数年事業として認定された事業については、申請毎に毎年度行う認定審査会の審査を除いて、なお従前の例による。ただし、これらの複数年事業のうち広域によるまちづくり活動として補助期間を定めず認定している事業については、この告示による改正後の宍粟市しそ元気げんき大作戦事業補助金交付要綱の自由提案型の補助期限を適用することとし、補助対象期間を平成27年度より3か年とする。

附 則 (令和元年12月20日告示第48号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月9日告示第66号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の名称	しそ元気げんき大作戦補助事業	
補助事業の目的	地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動並びに地域の課題の解決に向け住民の総意と工夫による魅力ある活動を促進することにより、地域力を培いながら、住民主体の活力あるまちづくりに資する。	
補助事業の対象者	自治会、各種団体、サークル等（以下「自治会等」という。）	
補助事業の内容	原則3年以上継続する、市が活動のテーマを設けて募集する事業（以下「テーマ型提案事業」という。）若しくは住民の自由な発想により活動する事業（以下「自由提案事業」という。）で、宍粟市しそ元気げんき大作戦事業認定審査会要綱（平成27年宍粟市告示第41号）に規定する認定審査会（以下「認定審査会」という。）が認定した事業又はこれらの事業を実施するための組織の立ち上げや調査研究等に取り組む事業（以下「スタートアップ事業」という。）	
補助対象経費	次に掲げる事業に要する経費で市長が必要と認めた額 (1) テーマ型提案事業…別に定める募集要項に掲げる経費 (2) 自由提案型事業…報償費（労務費は特殊技術等に係るものに限る。）、旅費、需用費（賞品・景品、飲食料費及び施設の維持管理費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（特殊技術等を要するものに限る。）並びに備品購入費 (3) スタートアップ事業…旅費、需用費（賞品・景品、飲食料費及び施設の維持管理費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（特殊技術等を要するものに限る。）	
補助率又は補助金額	上記(1)の事業…上限を事業実施1年目から3年目までは45万円、4年目は20万円、5年目は10万円とし、補助対象経費の実支出額の10分の10以内の額 上記(2)の事業…上限を事業実施1年目は45万円、2年目は40万円、3年目は35万円とし、補助対象経費の実支出額の10分の10以内（食材費及び備品購入費については2分の1以内。）の額。ただし、備品購入費は補助金総額の2分の1以内とする。 上記(3)の事業…上限を15万円とし、補助対象経費の実支出額の10分の10以内の額	
その他の事項	① 認定審査会は、テーマ型提案事業及び自由提案型事業の事業内容の審査及び補助対象経費の査定（査定内容の変更（軽微な変更を除く。）又は補助金額の30%を超える変更がある場合を含む。）を行うものとする。 ② 自由提案型事業及びスタートアップ事業については、既存の活動、過去に市から補助金等の交付を受けている活動及び市が定める他の補助制度等に該当する活動は、対象としない。 ③ 複数年事業として認定審査会が認定した補助事業の補助は、テーマ型提案事業については5年、自由提案型事業については3年を限度とする。 ④ スタートアップ事業は、原則として、次年度にテーマ型事業又は自由提案型事業に応募しようとする事業を対象とし、かつ、認定審査会の審査を要しない。また、1団体につき1年度限りの補助とする。	
別に定める事項	規則第3条関係（交付申請）	添付書類…事業計画書、収支予算書、団体概要書、見積書、その他事業に応じて指示する書類 指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…変更事由が生じて直ちに
	規則第10条第2項関係（着手・完了届）	不要
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…査定内容を著しく逸脱しない程度の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…事業報告書、収支決算書、その他事業に応じて指示する書類 指定期日…事業完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日
	規則第16条第2項（概算払い）	可（所要見込額の10/10以内）
規則第22条第2項関係（処分制限期間）	10年	